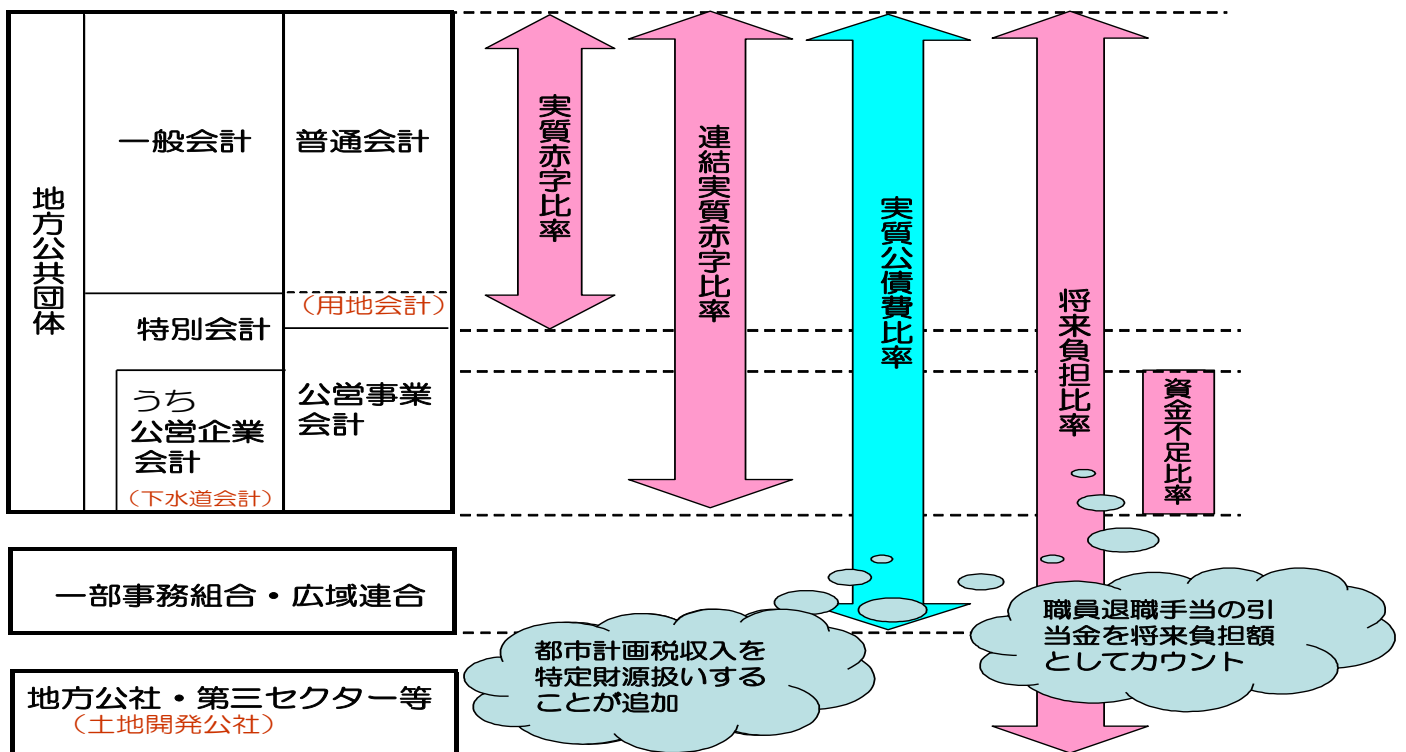


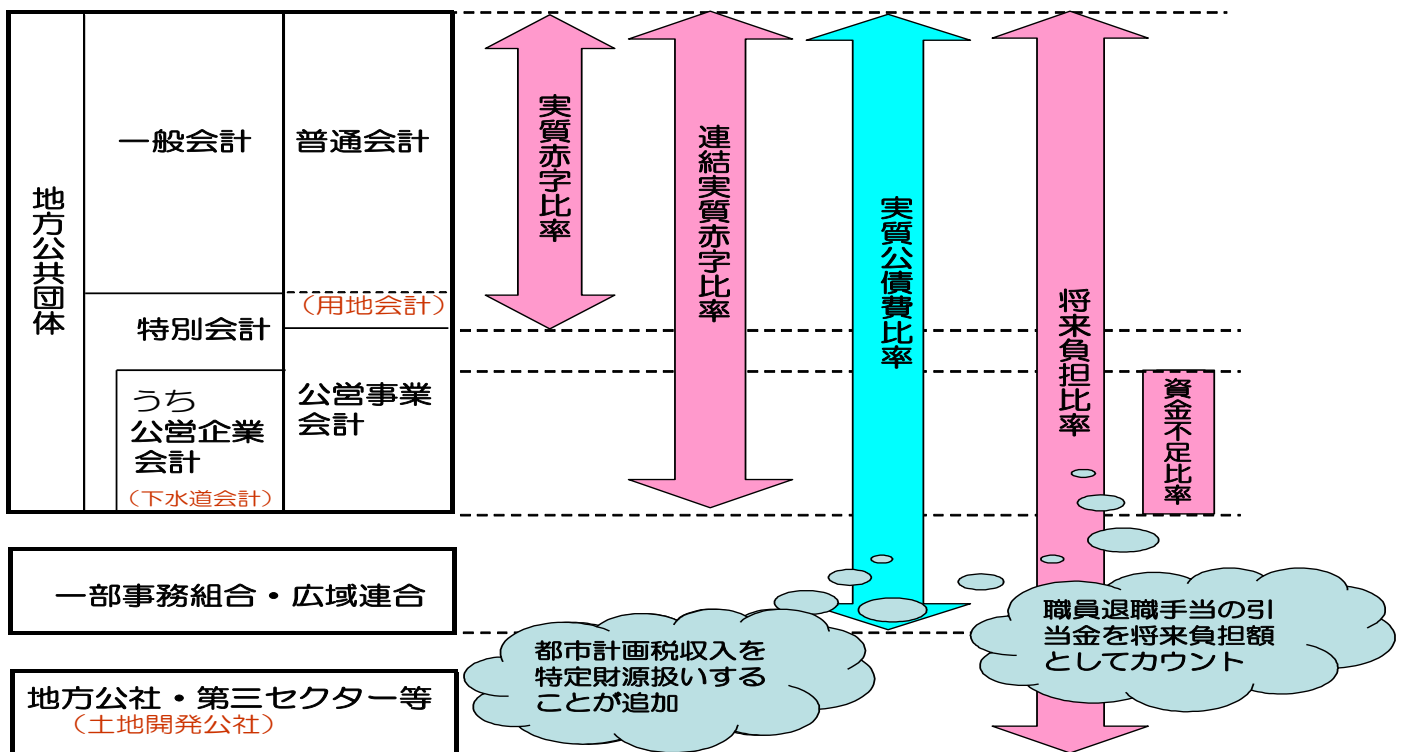
# XI 健全化判断比率等の概要

- ◆健全化判断比率(4指標)等の概要
- ◆用語の説明と令和元年度健全化判断比率等



# XI 健全化判断比率等の概要

- ◆健全化判断比率(4指標)等の概要
- ◆用語の説明と令和元年度健全化判断比率等



# 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月法律第94号)に基づく健全化判断比率(4指標)等の概要

この健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化を維持・向上させるための制度として、主に以下の内容を補い、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表を義務化した制度として設けられ、平成19年度決算から適用となり、監査委員の意見を付して議会に報告し、広く公表させるものです。各健全化判断比率に応じて、一定の比率を超過した場合には、早期健全化計画(イエローカード)・再生計画(レッドカード)・公営企業の経営の健全化を図るための計画の策定が必要となります。

- (1) 普通会計を中心にした収支の指標のみで、現在及び将来の負債等が明らかでなかった。
- (2) 公営企業に対しての早期是正機能がなかった。

北海道夕張市で明らかになった第3セクターを含めた債務超過等を背景とし、その計画の取り組み状況を毎年議会に報告させ、公表させることによって、地方公共団体の財政破綻を防ぐための制度として創設されたものです。

## 「地方財政健全化法」の概要

### I 健全化判断比率の公表など

○	地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区。)は、毎年度、以下の健全化判断比率を当該地方公共団体の監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。※以下、令和元年度決算の事例
◆	実質赤字比率(※) 早期健全化基準 11.33%・①財政再生基準 20.0%超過
◆	連結赤字比率(※) 早期健全化基準 16.33%・②財政再生基準 30.0%超過
◆	実質公債費比率(※) 早期健全化基準 25.00%・③財政再生基準 35.0%超過
◆	将来負担比率(※) 早期健全化基準 350.0%

### II 財政の早期健全化(イエローカード)

#### 1 財政健全化計画

○ 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

#### 2 財政健全化計画の策定手続等

○ 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。又、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表する。

#### 3 国等の勧告等

○ 財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行なう。

### Ⅲ 財政の再生（レッドカード）

#### 1 財政再生計画

- 再生判断比率（Ⅰの①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

#### 2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 財政再生計画を定めている地方公共団体は（財政再生団体）、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

#### 3 地方債の起債の制限

- 再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

#### 4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

- 財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起すことができる。

### Ⅳ 公営企業の経営の健全化

- 公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率（※）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱの2、3及びⅤの1と同様の仕組みを設ける。

### Ⅴ その他

#### 1 外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

#### 2 施行期日等

- 健全化判断比率の公表は平成19年度決算分から、他の義務付け規定については地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。

# 令和元年度健全化判断比率等

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.33)	— (16.33)	0.3 (25.0)	9.7 (350.0)
	※資金不足比率		
	—		

## 参考 平成 30 年度健全化判断比率等

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	0.5	6.8

※平成 30 年度の公営企業における資金不足比率は「-」。

### 備考

- 1 実質赤字額, 連結実質赤字額, 資金不足額又は将来負担額がない場合は当該比率の欄については、「—」を記載している。
- 2 それぞれの欄（資金不足比率の欄を除く。）の括弧内に早期健全化基準の比率を記載している。
- 3 連結実質赤字比率の欄に内訳として公営企業会計（調布市下水道事業特別会計）の資金不足比率を記載している。

## 健全化判断比率（4指標）等の推移

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	4.3%	2.8%	2.1%	2.2%	2.3%
将来負担比率	13.6%	10.2%	8.4%	8.3%	3.9%
資金不足比率	-	-	-	-	-

※実質公債費比率は3ヵ年平均

区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	1.8%	1.3%	0.7%	0.5%	0.3%
将来負担比率	-	-	0.7%	6.8%	9.7%
資金不足比率	-	-	-	-	-

※実質公債費比率は3ヵ年平均

## 【用語説明と令和元年度健全化判断比率等の算出内容】

### 標準財政規模

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で、地方交付税算定上の地方公共団体の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額

令和元年度決算で用いる額

45,484,118 千円

## 実質赤字比率

一般会計・用地会計・受託水道事業会計の決算を対象（一般会計等）とし、重複分を純計した実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率	{ 繰上充用額 + ( 支払繰延額 + 事業繰越額 ) } ÷ 標準財政規模
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額	実質上歳入不足のため、支払を繰り延べた額
事業繰越	実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(単位：千円)

①	②	③	④
一般会計等の 実質赤字額	一般会計 実質収支額	用地会計 実質収支額	標準財政規模
0	2,789,749	0	45,484,118

※実質赤字額がない場合：上記の算出で▲実質収支比率となります。

算定式

$$\frac{(① - ② - ③)}{④} = \frac{\blacktriangle 2,789,749}{45,484,118} = \blacktriangle 6.13$$

調布市 令和元年度決算における実質赤字比率（令和元年度実質収支額 2,789,749 千円）

実質赤字比率	▲6.13%
早期健全化基準	11.33%・財政再生基準 20.00%超過
参考 30年度比率	▲7.40%

## 連結実質赤字比率

全会計（一般会計等・国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療・下水道事業）を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率	{ (①+②) - (③+④) } ÷ 標準財政規模⑤
①	一般会計及び公営企業会計（地方公営企業法適用・同法非適用）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
②	公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
③	一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
④	公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円)

①	②	③	④	⑤
一般会計等・国保・ 介護・後期高齢 会計の実質赤字	公営企業会計 (下水道事業) の実質赤字	一般会計等・国保・ 介護・後期高齢 会計の実質黒字	公営企業会計 (下水道事業) の実質黒字	標準財政規模
0	0	3,225,980	267,835	45,484,118

算定式

$$\frac{\{ (①+②) - (③+④) \}}{⑤} = \frac{\blacktriangle 3,493,815}{45,484,118} = \blacktriangle 7.68$$

調布市 令和元年度決算における連結実質赤字比率（令和元年度連結実質収支額 3,493,815 千円）

連結実質赤字比率	▲7.68%
早期健全化基準	16.33%・財政再生基準 30.0%超過
参考 30年度比率	▲8.82%

# 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税で措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合をいう。】

実質公債費比率 ※分子/分母 の3か年平均	<b>【分子】</b> (元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)  <b>【分母】</b> 標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
準元利償還金	③満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たり元金償還金相当額  ④一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの  ⑤一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの  ⑥債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

(単位：千円)

①	④	⑤	⑥	⑦
元利償還金額	下水道事業公債費相当	一部事務組合公債費相当	準公債費の債務負担行為相当	一時借入金
3,409,018	347,604	137,148	34,365	0

⑧	⑨	⑩	⑫	⑭
特定財源	事業費補正算入の公債費	災害復旧費等の基準財政需要額	標準税収入額等	臨時財政対策債発行可能額
1,721,455	236,817	1,837,579	45,484,118	0

算定式 (②・③・⑪・⑬・⑮：調布市は該当なし)

$$\frac{①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑮}{⑫+⑬+⑭-⑨-⑩-⑪-⑮} = \frac{3,928,135 - 3,795,851}{45,484,118 - 2,074,396} = \frac{132,284}{43,409,722}$$

= **0.30** (令和元年度単年度)

調布市 令和元年度決算における実質公債費比率

実質公債費比率 3か年平均 (令和元年度単年度)	0.3% (0.3%)
-----------------------------	----------------

元年度	30年度	29年度
0.30%	0.37%	0.44%

早期健全化基準 25.0%・財政再生基準 35.0%超過

参考 30年度比率	0.5% (0.3%)
-----------	----------------

30年度	29年度	28年度
0.37%	0.44%	0.80%

**対前年度比率のポイント** 単年度の増減要因：前年度と比較して▲0.07ポイント比率が改善した理由としては、

【単年度の主な増要因】

- ・分母側の⑫標準税収入額等の減 (▲15.6億)
- ・分子側の⑩災害復旧費等基準財政需要額の減 (▲1.9億)

【単年度の主な減要因】

- ・分子側の①元利償還金額の減 (▲1.7億)
- ・分子側の⑤一部事務組合公債費相当の減 (▲0.3億)

上記減要因が増要因を上回ったことにより、令和元年度の単年度比率が改善し、平成28年度の単年度比率を下回ったことから、3か年平均の比率も改善した。

## 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率

将来負担比率	<b>【分子】</b> 将来負担額 — (充当可能基金＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)  <b>【分母】</b> 標準財政規模 — 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
将来負担額	①一般会計等の地方債現在高 ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの） ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ④調布市が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる調布市からの負担金の支出見込額 ⑤退職手当負担見込額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の支出見込額 ⑥調布市が設立した一定の法人の負債の額、その法人のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦連結実質赤字額 ⑧一部事務組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の支出見込額

(単位：千円)

①	②	③	④	⑤	⑥
地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額
40,949,823	3,884,728	6,944,089	1,091,505	7,967,555	0
⑨	⑩		⑪	⑫	
充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額	標準財政規模	
19,893,843	22,238,592	22,172,592	14,481,350	45,484,118	
⑬	⑭	①～⑧の合計			
災害復旧費等の基準財政需要額	事業費補正算入の公債費	将来負担額			
1,837,579	236,817	60,837,700			

算定式（⑦・⑧：調布市は該当なし）

$$\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}+\text{⑦}+\text{⑧}-\text{⑨}-\text{⑩}-\text{⑪}}{\text{⑫}-\text{⑬}-\text{⑭}} = \frac{60,837,700 - 56,613,785}{45,484,118 - 2,074,396} = \frac{4,223,915}{43,409,722} = 9.73$$

調布市 令和元年度決算における将来負担比率

将来負担比率	9.7%
早期健全化基準	350.0%
参考 30年度比率	6.8%

**対前年度比率のポイント** 増減要因：前年度と比較して 2.9 ポイント比率が増となった理由としては、

【単年度の増要因】

- 分子側の⑩基準財政需要額算入見込額の減（▲18.7億）
- 分母側の⑫標準財政規模の減（▲15.6億）
- 分子側の⑩充当可能特定歳入の減（▲6.4億）

【単年度の減要因】

- 分子側の⑨充当可能基金の増（＋15.2億）
- 分子側の④組合負担等見込額の減（▲2.1億）
- 分子側の②債務負担行為に基づく支出予定額の減（▲1.8億）

上記増要因が減要因を上回ったことにより、比率が上昇となった。



## 公営企業における資金不足比率

連結実質赤字比率の算定基礎として用いられる公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率  
 ※公営企業会計（下水道事業会計が該当）

公営企業の資金不足比率	資金の不足額÷公営企業の事業の規模
資金の不足額	一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
事業の規模	料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

①	②	③	⑥
歳出決算額	算入地方債	歳入決算額 - 翌年度繰越財源	資金不足額 ①+②-③
2,881,945	0	3,149,780	▲ 267,835

(単位：千円)

⑫
事業の規模
2,635,986

算定式（④・⑤該当なし・⑦～⑪省略）

$$\frac{\text{⑥}}{\text{⑫}} = \frac{\text{▲ 267,835}}{2,635,986}$$

$$= \text{▲ 10.16}$$

調布市 令和元年度決算における資金不足比率

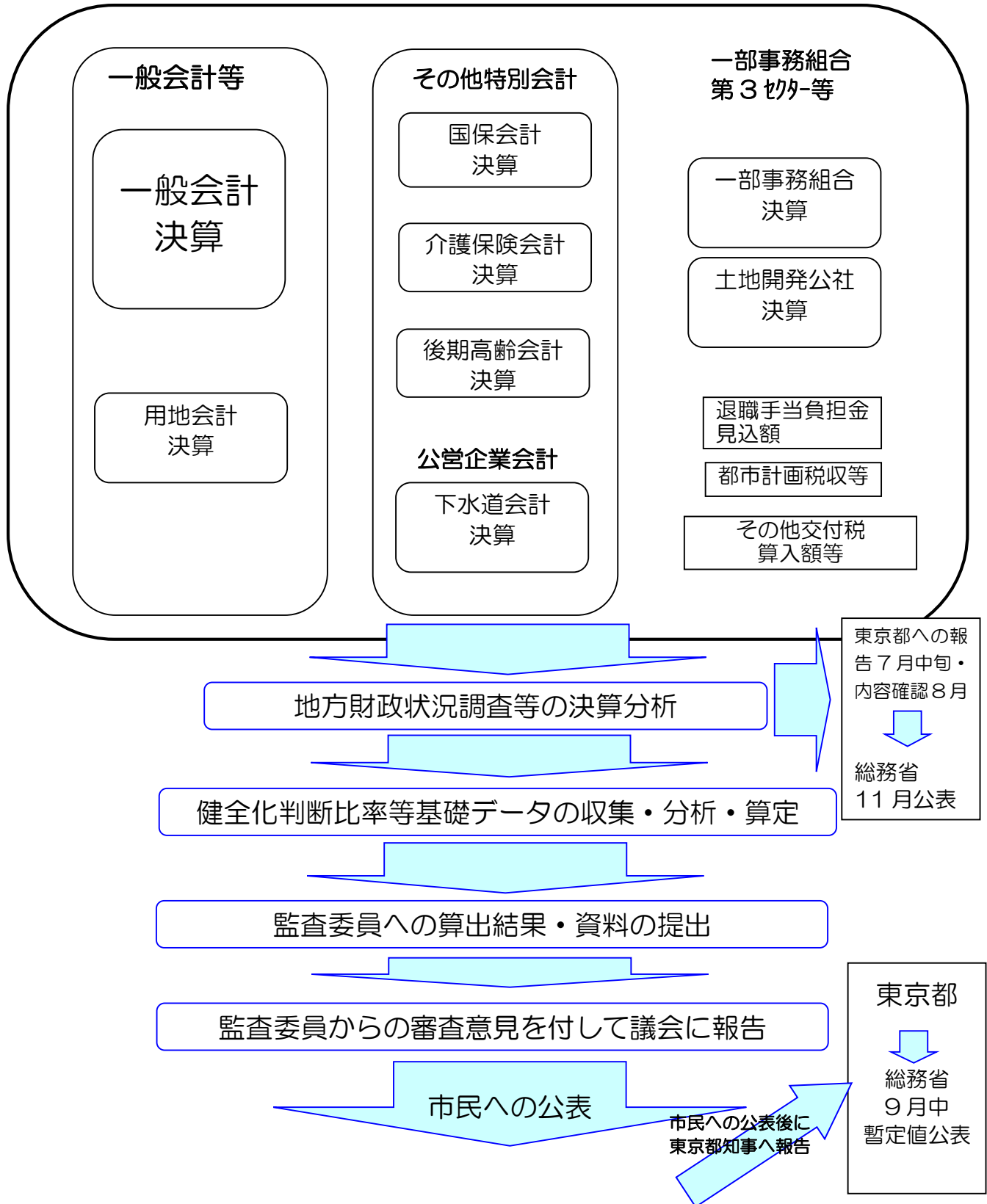
資金不足比率	▲ 10.1%
--------	---------

経営健全化基準 20.0%

参考 30年度比率	▲ 1.8%
-----------	--------

# 健全化判断比率等の事務フロー

## 調布市における連結ベースの対象



# 制度の解説等

## 1 地方財政再建制度の見直し

従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（再建法）」を中心として組み立てられてきました。再建法は、昭和29年度の赤字団体の財政再建手続（本再建）に対する特別措置であり、それ以降の年度における赤字団体に対しては本再建の規定を準用する仕組（準用再建）とされてきました。

この制度では、主に次のような課題がありました。

- ① 財政の健全性を把握するためのわかりやすい財政指標がないこと。
- ② 再建団体の基準しかなく、早期に是正を促していく機能がないこと。
- ③ 再建団体を判定する基準は、実質収支比率（フロー指標）を唯一の指標として使っているため、他のフロー指標の悪化や、ストック指標に課題がある場合であっても対象とならないこと。また、主として普通会計のみを対象としており、公営企業や地方公社などとの関係が考慮されていないこと。
- ④ 本再建では財政再建債などの法に定める支援があったが、準用再建では法に基づく財政支援措置はなく、再建を促進するための仕組が限定的であること。

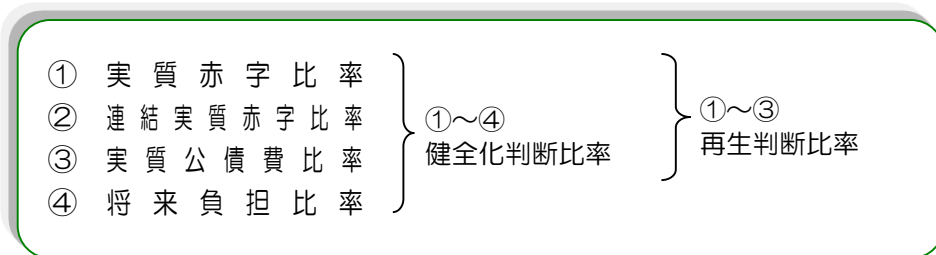
そこで、これらの課題を克服するため、新たな地方公共団体の再生法制が議論されました。透明なルールに基づく早期健全化の枠組を設け、それでも改善しない場合に再生の枠組に移行するという2段階の新たな手続を構築するのが、今回の『地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法という。」）』です。

なお、今回の財政健全化法の施行に伴い、「地方財政再建促進特別措置法」に基づく再建制度と、「地方公営企業法・第7章財政の再建」に基づく公営企業の再建制度は廃止になりました。

## 2 新たな再生法制の概要

### (1) 健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。



## (2) 財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。これは、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都知事に報告しなければなりません。

## (3) 財政再生計画

再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。これは、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都知事を經由して総務大臣に報告しなければなりません。

## (4) 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

## (5) 経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。これは、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都知事に報告しなければなりません。

## (6) 外部監査

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合・資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

## ※ 根拠法令

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）	施行日 平成20年4月1日
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）	施行日 平成20年4月1日
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）	施行日 平成20年4月1日

# 3 財政指標の意義

## (1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して得た指標です。

地方公共団体の会計は、単年度において収支が均衡することが大原則ですが、やむを得ず赤字が生じたときは、次年度の歳入を繰り上げて充用することになっています。この繰上充用額が、その年度の形式的な赤字額ということです。

ところで、形式的には赤字に該当しなくとも、歳入の不足が生じた場合に、その年度に支払うべき債務を次年度に繰り延べたり、その年度に執行すべき事業を次年度に繰り越したりすることは、実質的には赤字と同様の性格を有するものです。

そこで、本件指標においては、形式的な赤字額のみではなく、これらの要素も加算した実質的な赤字額により比率を算定します。

ある年度の赤字が解消できないと、翌年度に繰り越され、翌年度においてその分の歳入確保・歳出削減ができなければさらに繰り越され、赤字が累積してしまい、瞬く間に解消不可

能な金額に膨らんでしまうこともありえます。この比率が高くなるほど深刻な事態になります。まずは、赤字を出さないように財政規律を守っていくことが基本であり重要です。

## (2) 連結実質赤字比率

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、標準財政規模の額で除して得た指標です。

従来の制度では、一般会計等に属さない特別会計については、地方公営企業法の当然適用事業（水道、交通事業など7事業）と一部適用事業（病院事業）についてのみ、地方公営企業法に基づく再建制度が設けられていました。そのため、地方財政法上の公営企業であっても、地方公営企業法の適用義務がないもの（例えば、下水道事業、観光施設事業、宅地造成事業など）については再建制度の対象になっていませんでした。また、国民健康保険事業や介護保険事業などの会計についても同様でした。

公営事業会計は、料金収入などを主な財源として運営されるものですが、赤字経営であるケースも少なくなく、これらの会計の経営状況が悪化すると、一般会計からの負担も増大することとなります。そこで、これらの会計におけるすべての赤字・黒字の要素を合算して比率を算定し、地方公共団体全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。

連結決算の赤字も、この比率が高くなるほど解消が困難になったり、解消期間が長期に及んだりする可能性があります。万が一、連結赤字が生じてしまった場合は、その原因を明らかにするとともに、早期に十分な対策を講ずる必要があります。

## (3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等の歳出のうち、義務的経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本とする額で除して得た数値の3ヵ年平均値による指標です。

公債費や公債費に準じた経費は、ひとたび増大してしまうと、短期間で削減したり先送りすることが困難なものです。そこで、一定以上の規模にならないようにすることが重要です。

この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

本件指標は、地方財政法第5条の4に基づき、平成18年度から地方債の協議・許可制度においても用いられているものです。

#### (4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。

(1)～(3)の3つの指標は、フロー指標といわれるもので、当該年度における現金の流れによる状況を示すものですが、これらだけでは地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しが十分につかめません。本件指標は新たに導入されたストック指標です。

この指標を算定するに当たっての将来負担額には、一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額、地方公社の負債額や第三セクター等のために債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。

この比率が高い場合は、当該団体の標準財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、今後の財政運営が圧迫される可能性があることから、注意していく必要があります。

#### (5) 資金不足比率

公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して得た指標です。

財政健全化法においては、地方公共団体の全会計を通じた連結実質赤字比率の算定において、個別の会計ごとに公営企業会計の資金不足額を求め、算入するとともに、個別資金の不足比率を算定することとなります。

公営企業が提供する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことができないものが多い上に、その経営悪化が住民生活に多大な影響を与える可能性があるため、このような事態が生じないよう経営が悪化する初期段階から自律的な経営改善を促し、個々の公営企業の経営悪化が一般会計等に与える影響を未然に防止するなどの観点から、公営企業の経営の健全化については、地方公共団体全体の財政の早期健全化・再生の仕組みとは別に、早期の経営健全化のための制度が設けられています。

この比率が高くなるほど、料金収入等により資金不足を解消することが難しくなりますので、経営状況に問題があることとなります。

## 4 基準値

### (1) 実質赤字比率

早期健全化基準	11.25～ 15.00%	現行の地方債の協議・許可制度における許可制移行基準（市町村＝2.5～10%）と財政再生基準との中間値をとって定められた。
財政再生基準	20.00%	現行再建法の起債制限の基準（市町村＝20%）に準じて定められた。

※早期健全化基準の算出

$$[1/5 + (\text{地方財政法施行令第8条第2項の規定により算定した額(A)} \div \text{標準財政規模(B)の額})] \times 1/2$$

(A)・・・標準財政規模の額が200億円以上500億円未満の場合＝(標準財政規模(B)の額+1000億円)×1/120

(B)・・・臨時財政対策債の発行可能額を含める取扱いとする。

調布市の事例（令和元年度決算統計数値）

標準財政規模＝45,484,118

$$[1/5 + (45,484,118 + 100,000,000) \div 45,484,118] \times 1/2 \approx 0.1133 = \mathbf{11.33\%}$$

### (2) 連結実質赤字比率

早期健全化基準	16.25～ 20.00%	公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算して定められた。
財政再生基準	30.00%	上記と同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算して定められた。

※早期健全化基準の算出 実質赤字比率の数値+1/20

調布市の事例（令和元年度決算統計数値）

$$[0.1133 + 1/20] = 0.1633 = \mathbf{16.33\%}$$

※財政再生基準は、H23年度までの3年間の経過措置を経てH24年度以降は本則

【21】40%→【22】35%→【23】30%→【24～】30%

### (3) 実質公債費比率

早期健全化基準	25.0%	現行の地方債の協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準と同数値とされた。
財政再生基準	35.0%	現行の地方債の協議・許可制度において公共事業等の許可が制限される基準と同数値とされた。

### (4) 将来負担比率

早期健全化基準	350.0%	実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案して定められた。
---------	--------	--

### (5) 資金不足比率

経営健全化基準	20.00%	現行の地方債の協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して定められた。
---------	--------	--------------------------------------

### ※基準値の考え方

今回の財政健全化法では、早期健全化基準・経営健全化基準（イエローゾーン）に該当した場合に、早期の健全化の枠組を設け、早期に是正措置を講じることとしました。

この健全化判断比率等だけで、市の財政状況の全てを判断できるものではなく、従来の財政指標である経常収支比率その他様々な指標も併せ、多面的な財政分析を行うとともに、財政の健全性の維持に向けて不断の努力が必要なのは言うまでもありません。調布市においては、この健全化判断比率等の他団体比較などを行いながら、引き続き、健全財政の維持・向上につなげていきます。

## 5 比率の算定方法

### (1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

☆早期健全化基準 11.25～15.00%  
⇒団体ごと年度別に算定  
★財政再生基準 20.00%

一般会計等※を対象とする実質赤字額＝(A)＋(B)＋(C)

(A) 繰上充用額＝前年度の歳入不足のため、当該年度の歳入を繰り上げて充用した額

(B) 支払繰延額＝前年度の実質上歳入不足のため、前年度に支払うべき債務の支払を当該年度に繰り延べた額

(C) 事業繰越額＝前年度の実質上歳入不足のため、前年度に執行すべき事業に係る歳出予算額を当該年度に繰り越した額

※一般会計等＝一般会計＋特別会計のうち、次のイ～ハ以外のもの（＝普通会計）

イ：地方公営企業法の全部適用・一部適用の企業（＝法適用企業）に係る特別会計

ロ：地方財政法に規定する公営企業のうち、法適用企業以外のもの（＝法非適用企業）に係る特別会計

ハ：イ・ロのほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、農業共済、介護サービス、駐車場、交通災害共済、公営競技、公立大学又は公立大学の医学部・歯学部附属する病院、有料道路の事業に係る特別会計

### (2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

☆早期健全化基準 16.25～20.00%  
⇒団体ごと年度別に算定  
★財政再生基準 30.00%

連結実質赤字額＝[(A)＋(B)]－[(C)＋(D)]

(A)＝一般会計又は公営企業（＝法適用企業＋法非適用企業）以外の特別会計のうち、前年度に実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

(B)＝公営企業の特別会計のうち、前年度に資金不足額を生じた会計の資金不足額の合計額

(C)＝一般会計又は公営企業以外の特別会計のうち、前年度に実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

(D)＝公営企業の特別会計のうち、前年度に資金剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額



### (3) 実質公債費比率

$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} \textcircled{1}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等の額} \textcircled{2})}{\text{標準財政規模の額} - \text{算入公債費等の額}} \quad \text{の3カ年平均}$$

☆早期健全化基準 25.0%

★財政再生基準 35.0%

#### ① 準元利償還金の内容＝イ～ホの合計額

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合の1年当たりの元金償還金相当額

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：当該団体が加入する組合・当該団体が設置団体である地方開発事業団（＝組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

#### ② 算入公債費等の額

＝地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

### (4) 将来負担比率

$$\frac{\text{将来負担額} \textcircled{1} - (\text{充当可能基金額} \textcircled{2} + \text{特定財源見込額} \textcircled{3} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \textcircled{4})}{\text{標準財政規模の額} - \text{算入公債費等の額}}$$

☆早期健全化基準 350.0%

#### ① 将来負担額＝イ～チの合計額

イ：前年度末における一般会計等の地方債現在高

ロ：前年度末における債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に規定する経費等に係るものに限る。）→ 例：PFI事業に基づく建設事業費、土地購入費など

ハ：前年度末までに起債した一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額

ニ：組合等が起債した地方債の元金償還に充てるため、当該団体からの負担・補助が必要と見込まれる合計額

ホ：前年度末日における当該地方公共団体の職員の全員が同日において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当のうち、一般会計等が実質的に負担することが見込まれる額

ヘ：前年度末における当該地方公共団体が設立した一定の法人（＝設立法人）※1の負債額・当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合※2における当該債務額のうち、これらの者の財務内容・経営状況を勘案して、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※1 地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人

※2 第三セクターに対して損失補償を行っている場合など

ト：連結実質赤字額

チ：前年度末における組合等の連結実質赤字額の相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

- ② 充当可能基金額＝①のイ～ハの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金の前年度末における残高合計額
- ③ 特定財源見込額＝①のイ～ニの償還額等に充てることができる特定の歳入見込額
- ④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額＝地方交付税法により、①のイ～ニに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額

## (5) 資金不足比率

$$\frac{\text{資金の不足額 ①}}{\text{事業の規模 ②}}$$

☆経営健全化基準 20.00%

- ① 資金の不足額＝以下のとおり算定した前年度の資金不足額
  - A 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業  $イ+ロ>ハ$ の場合、 $(イ+ロ)-ハ$   
イ：(前年度末日における流動負債の額)－(前年度末日における一時借入金・未払金で建設改良費に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において起債することとしている額)  
ロ：前年度末日における建設改良費等以外の経費に充てるために起債した地方債現在高  
ハ：(前年度末日における流動資産の額)－(前年度に執行すべき事業の支出予算額のうち当該年度への繰越事業の財源に充当できる特定財源で、前年度に収入された部分に相当する額)
  - B 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業  $イ+ロ>ハ$ の場合、 $(イ+ロ)-ハ$   
イ：前年度決算における歳出額  
ロ：前年度末日における建設改良費等以外の経費に充てるために起債した地方債現在高  
ハ：前年度決算における歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に充てるための繰越金額を除く。)
  - C 宅地造成事業を行う法適用企業・法非適用企業 (省略)
  - D 解消可能資金不足額  
A～Cにより算定した資金不足額の全部又は一部が、公営企業に係る施設の建設改良費等の財源に充てるために起債した地方債の元金償還金で前年度までに償還された合計額が当該施設に係る前年度までの減価償却費の合計額を超えていることその他これに準じる事由により生じていると認められる場合は、A～Cにより算定した額からこれらの事由により生じている資金不足額を控除した額とする。
- ② 事業の規模＝以下のとおり算定した前年度の事業の規模
  - A 宅地造成事業のみを行うものを除く法適用企業  
→ (前年度の営業収益の額)－(受託工事収益の額)
  - B 宅地造成事業のみを行うものを除く法非適用企業  
→ (前年度の営業収益に相当する収入額)－(受託工事収益に相当する収入額)
  - C 宅地造成事業のみを行う法適用企業・法非適用企業 (省略)

# 健全化判断比率4指標関係【速報値】

2020.8.11現在

市町村名	実質赤字比率(%)				連結実質赤字比率(%)				参考 標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対 策債発行可能額
	元年度	30年度	早期健全 化基準	財政再生 基準	元年度	30年度	早期健全 化基準	財政再生 基準		
調布市	▲ 6.13	▲ 7.40	11.33	20.00	▲ 7.68	▲ 8.82	16.33	30.00	45,484,118	0
八王子市	▲ 1.49	▲ 3.46	11.25	20.00	▲ 2.99	▲ 4.53	16.25	30.00	108,326,054	6,514,096
立川市	▲ 10.48	▲ 9.18	11.43	20.00	▲ 12.31	▲ 10.55	16.43	30.00	41,166,136	0
武蔵野市	▲ 6.70	▲ 6.63	11.42	20.00	▲ 11.64	▲ 11.93	16.42	30.00	41,610,881	0
三鷹市	▲ 2.81	▲ 4.73	11.46	20.00	▲ 3.60	▲ 5.22	16.46	30.00	39,929,420	0
青梅市	▲ 2.70	▲ 3.15	11.99	20.00	▲ 45.34	▲ 37.81	16.99	30.00	26,543,446	2,041,851
府中市	▲ 4.59	▲ 6.38	11.25	20.00	▲ 13.64	▲ 14.73	16.25	30.00	54,980,877	0
昭島市	▲ 6.09	▲ 8.87	12.34	20.00	▲ 22.43	▲ 23.44	17.34	30.00	21,639,380	445,214
町田市	▲ 5.68	▲ 3.02	11.25	20.00	▲ 10.74	▲ 8.07	16.25	30.00	79,102,926	3,472,886
小金井市	▲ 9.87	▲ 8.19	12.27	20.00	▲ 12.15	▲ 9.47	17.27	30.00	22,523,957	0
小平市	▲ 6.04	▲ 5.63	11.60	20.00	▲ 8.93	▲ 7.94	16.60	30.00	35,278,571	1,121,562
日野市	▲ 5.63	▲ 4.69	11.62	20.00	▲ 8.86	▲ 8.88	16.62	30.00	34,622,858	1,433,982
東村山市	▲ 6.67	▲ 6.32	11.86	20.00	▲ 9.37	▲ 8.86	16.86	30.00	28,964,861	2,057,176
国分寺市	▲ 5.28	▲ 5.21	12.12	20.00	▲ 6.86	▲ 7.47	17.12	30.00	24,455,212	0
国立市	▲ 2.36	▲ 3.92	12.75	20.00	▲ 4.15	▲ 6.04	17.75	30.00	15,447,887	0
福生市	▲ 5.84	▲ 3.78	13.10	20.00	▲ 13.26	▲ 11.55	18.10	30.00	11,634,980	803,083
狛江市	▲ 5.83	▲ 6.69	12.74	20.00	▲ 8.51	▲ 9.50	17.74	30.00	15,527,999	960,117
東大和市	▲ 8.14	▲ 8.73	12.65	20.00	▲ 12.84	▲ 12.77	17.65	30.00	17,000,011	1,200,550
清瀬市	▲ 4.44	▲ 5.54	12.75	20.00	▲ 7.44	▲ 8.91	17.75	30.00	15,370,992	908,096
東久留米市	▲ 7.62	▲ 8.09	12.26	20.00	▲ 9.24	▲ 9.38	17.26	30.00	22,592,602	1,523,439
武蔵村山市	▲ 5.83	▲ 5.63	12.87	20.00	▲ 8.82	▲ 9.32	17.87	30.00	13,901,909	966,827
多摩市	▲ 4.17	▲ 3.42	11.76	20.00	▲ 36.72	▲ 33.21	16.76	30.00	30,994,502	0
稲城市	▲ 5.54	▲ 4.55	12.62	20.00	▲ 12.42	▲ 12.71	17.62	30.00	17,574,142	669,790
羽村市	▲ 6.22	▲ 5.08	13.15	20.00	▲ 12.88	▲ 11.34	18.15	30.00	11,267,181	298,992
あきる野市	▲ 3.65	▲ 1.91	12.67	20.00	▲ 5.22	▲ 3.61	17.67	30.00	16,561,478	1,083,728
西東京市	▲ 3.64	▲ 3.26	11.49	20.00	▲ 6.50	▲ 5.17	16.49	30.00	38,730,287	2,133,161

※実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字の場合は、「負の値」で表示し、赤字の場合は「正の値」で表示します。

# 健全化判断比率4指標関係【速報値】

2020.8.11現在

市町村名	実質公債費比率(%)				将来負担比率(%)			参考 標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額
	元年度	30年度	早期健全 化基準	財政再生 基準	元年度	30年度	早期健全 化基準		
調布市	0.3	0.5	25.0	35.0	9.7	6.8	350.0	45,484,118	0
八王子市	▲ 0.7	▲ 0.6	25.0	35.0	▲ 8.7	▲ 7.8	350.0	108,326,054	6,514,096
立川市	2.4	2.8	25.0	35.0	▲ 44.1	▲ 37.6	350.0	41,166,136	0
武蔵野市	▲ 0.4	▲ 0.4	25.0	35.0	▲ 89.3	▲ 84.3	350.0	41,610,881	0
三鷹市	1.4	2.3	25.0	35.0	6.7	2.5	350.0	39,929,420	0
青梅市	2.7	2.7	25.0	35.0	▲ 3.7	▲ 3.3	350.0	26,543,446	2,041,851
府中市	2.7	3.0	25.0	35.0	▲ 69.4	▲ 58.7	350.0	54,980,877	0
昭島市	0.3	0.2	25.0	35.0	▲ 31.0	▲ 26.4	350.0	21,639,380	445,214
町田市	0.0	▲ 0.3	25.0	35.0	▲ 2.3	▲ 7.2	350.0	79,102,926	3,472,886
小金井市	2.1	2.5	25.0	35.0	17.9	7.6	350.0	22,523,957	0
小平市	1.7	1.2	25.0	35.0	▲ 18.6	▲ 23.2	350.0	35,278,571	1,121,562
日野市	▲ 2.2	▲ 2.3	25.0	35.0	13.2	1.0	350.0	34,622,858	1,433,982
東村山市	2.7	3.4	25.0	35.0	▲ 3.2	0.3	350.0	28,964,861	2,057,176
国分寺市	▲ 1.2	▲ 1.0	25.0	35.0	0.4	▲ 8.7	350.0	24,455,212	0
国立市	▲ 0.4	▲ 0.8	25.0	35.0	▲ 12.1	▲ 18.3	350.0	15,447,887	0
福生市	▲ 3.1	▲ 3.2	25.0	35.0	▲ 72.5	▲ 66.5	350.0	11,634,980	803,083
狛江市	1.9	2.0	25.0	35.0	10.1	14.3	350.0	15,527,999	960,117
東大和市	▲ 2.7	▲ 2.7	25.0	35.0	▲ 17.8	▲ 12.1	350.0	17,000,011	1,200,550
清瀬市	3.5	3.6	25.0	35.0	23.8	21.9	350.0	15,370,992	908,096
東久留米市	0.3	0.2	25.0	35.0	▲ 1.4	▲ 2.9	350.0	22,592,602	1,523,439
武蔵村山市	0.0	▲ 0.2	25.0	35.0	▲ 7.7	▲ 5.6	350.0	13,901,909	966,827
多摩市	1.6	0.6	25.0	35.0	▲ 43.0	▲ 55.5	350.0	30,994,502	0
稲城市	2.9	2.7	25.0	35.0	32.8	33.7	350.0	17,574,142	669,790
羽村市	1.6	2.0	25.0	35.0	15.1	7.7	350.0	11,267,181	298,992
あきる野市	8.2	8.6	25.0	35.0	44.4	45.5	350.0	16,561,478	1,083,728
西東京市	1.7	0.8	25.0	35.0	21.7	25.2	350.0	38,730,287	2,133,161

※将来負担比率が表示されない場合でも、「負の値」を表示します。

# 資金不足比率関係【速報値】

2020.08.11現在

単位：%

市町村名	特別会計名	資金不足比率			
		法適用企業		法非適用企業	
		宅地造成 事業以外	宅地造成	宅地造成 事業以外	宅地造成
調布市	下水道事業特別会計			—	
八王子市	下水道事業特別会計			—	
立川市	下水道事業会計			—	
武蔵野市	水道事業会計	—			
	下水道事業会計			—	
三鷹市	下水道事業特別会計			—	
青梅市	病院事業会計	—			
	モーターボート競走事業会計	—			
	下水道事業特別会計			—	
府中市	競走事業会計	—			
	下水道事業特別会計			—	
昭島市	水道事業会計	—			
	下水道事業特別会計			—	
	中神土地区画整理事業特別会計				—
町田市	病院事業会計	—			
	下水道事業会計			—	
小金井市	下水道事業特別会計			—	
小平市	下水道事業会計	—			
日野市	市立病院事業会計	—			
	下水道事業特別会計			—	
東村山市	下水道事業特別会計			—	
国分寺市	下水道事業特別会計			—	
	国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計				—
国立市	下水道事業特別会計			—	
福生市	下水道事業会計	—			
狛江市	公共下水道特別会計			—	
東大和市	下水道事業特別会計			—	
	土地区画整理事業特別会計				—
清瀬市	下水道事業会計	—			
東久留米市	下水道事業特別会計			—	
武蔵村山市	下水道事業特別会計			—	
	都市核地区土地区画整理事業特別会計				—
多摩市	下水道事業会計	—			
稲城市	病院事業会計	—			
	下水道事業会計	—			
羽村市	水道事業会計	—			
	下水道事業会計			—	
あきる野市	下水道事業特別会計			—	
西東京市	下水道事業会計	—			

総括表① 健全化判断比率の状況（令和元年度決算）

Ver.01.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132080	東京都	調布市	-	-	0.3	9.7

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.33	16.33	25.0	350.0
	45,484,118	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和元年度決算）

Ver.01.00

団体名

東京都調布市

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	2,789,749	6.1
	用地特別会計	0	
小 計		2,789,749	6.1
標準財政規模		45,484,118	100.0
実質赤字比率 (%)		-6.13	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	94,078	0.2
	介護保険事業特別会計	334,118	0.7
	後期高齢者医療特別会計	8,035	0.0

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外		
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業		
下水道事業特別会計		267,835	0.6
合 計		3,493,815	7.7
標準財政規模(再掲)		45,484,118	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-7.68	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和元年度決算)

Ver.01.00

団体名

東京都調布市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正によ り基準財政需要 額に算入された 元利償還金及び 元利償還金(た だし、④～⑦に 係るものは、地 方債の元利償還 額を基礎として 算入されたもの に限る)
平成29年度	3,650,846			294,760	188,053	54,988		1,637,556	225,793	2,127,011	
平成30年度	3,580,690			324,319	169,751	58,285		1,709,993	230,299	2,023,492	
令和元年度	3,409,018			347,604	137,148	34,365		1,721,455	236,817	1,837,579	

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
平成29年度	47,022,775		
平成30年度	47,043,131		
令和元年度	45,484,118		

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
平成29年度	0.44389
平成30年度	0.37790
令和元年度	0.30473

実質公債費比率 (3カ年平均)
0.3

(参考)

	⑥の内訳										
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定等により、利 便施設及び公共 施設を買い取る ために行った債 務負担行為に係 るもの(省令第 7条第2号)	国土土地改良事 業並びに独立行 政法人森林総合 研究所、独立行 政法人水資源機 構及び独立行政 法人環境再生保 全機構の行う事 業に対する負担 金(省令第7条 第3号)	地方公務員等共 済組合が建設し た職員住宅等の 無償譲渡を受け るために支払う 賃借料(省令第 7条第4号)	社会福祉法人が 施設の建設ため に借り入れた借 入金の償還に対 する補助(省令 第7条第5号)	損失補償又は保 証に係る債務の 履行に要する経 費の支出(省令 第7条第6号)	地方公共団体以 外の者の債務を 引き受けた場合 における当該債 務の履行に要す る経費の支出 (省令第7条第 7号)	その他これらに 準ずると認めら れるもの(省令 第7条第8号)	利子補給に係る もの(政令第12 条第4号)		
平成29年度					54,988						
平成30年度					54,988			3,297			
令和元年度					34,365						



総括表④ 将来負担比率の状況（令和元年度決算）

Ver.01.00

団体名

東京都調布市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
40,949,823	3,884,728	6,944,089	1,091,505	7,967,555	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

94 9 16 3 18

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
19,893,843	22,238,592	22,172,592	14,481,350

(分母比)

46 51 51 33

将来負担額 A	140	—	充当可能財源等 B	130	A - B	10	将来負担比率 (%)
60,837,700			56,613,785		4,223,915		
=							
標準財政規模 C	105	—	算入公債費等の額 D	5	C - D	100	
45,484,118			2,074,396		43,409,722		9.7

## 予算(決算)の主な用語の解説



調布市の予算（決算）の種類や収入・支出の内容などは、一般では使われない用語や表現などが数多くあります。

予算（決算）の主な用語解説を加えていますので、ご活用ください。

※主な財政用語の解説は、後段のページに50音順で別途掲載しています。

当初予算	<p>前年度開始3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。</p> <p>一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。</p> <p>〔関連語〕 補正予算, 暫定予算, 骨格予算</p>
補正予算	<p>当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年4回、定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。</p>
一般会計	<p>一般会計は、調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を経理する特別会計等以外の全ての経費が一般会計に属し、調布市では、一般会計のほか、4つの特別会計（国民健康保険・用地・介護保険・後期高齢者医療）と企業会計（下水道）があります。</p> <p>〔関連語〕 特別会計, 企業会計, 普通会計</p>
特別会計	<p>特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。調布市では、4つの特別会計のほか、一般会計と企業会計（下水道）があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険事業特別会計</li> <li>2 用地特別会計</li> <li>3 介護保険事業特別会計</li> <li>4 後期高齢者医療特別会計</li> </ol> <p>※ 下水道事業特別会計は、令和2年度より企業会計に移行</p>
企業会計	<p>地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法に基づき、独立採算を基本とする企業的経営を行う事業の会計のことをいいます。</p> <p>【調布市の企業会計】 下水道事業（令和2年度から移行）</p>
普通会計	<p>各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。</p> <p>【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計</p>
歳入予算	<p>一定期間における収入の見積もりを示すもので、性質に従って、款・項に区分されます。</p>

歳出予算	一定期間における支出の見積もりを示すもので、目的に従って、款・項に区分されます。
継続費	事業を実施する際に何年もかかる場合に、その事業費の総額とそれぞれの年度に必要な経費を予算で定めたものです。
債務負担行為	予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。 複数年にわたる大規模な施設整備や PFI 事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。
繰越明許費	何らかの事由により、当該年度に支出が終わらない見込があるものについて、議会の議決を得て翌年度に限り使用できるようにする予算をいいます。
一時借入金	地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金をいいます。一時借入金の限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し、後年度に、長期に償還をする地方債とは異なります。 〔関連語〕地方債
款・項・目・節	予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」「目」「節」と続きます。 款と項二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用することはできません。歳出においては、款・項・目は目的別（土木費・民生費など）に分類され、節は性質別（委託料・扶助費など）に区分されます。
流用	年度途中において、緊急を要する支出が発生したが、その予算が足りない場合などに、補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいいます。 各款及び各項の間では、流用することはできず、原則的に補正予算で対応します。 ただし、各項目間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります。
<b>◆歳入（収入）</b>	
市税	地方税法、条例により市民や市内の企業から徴収する税です。歳入総額のおよそ 5 割を占め、主要な収入源となっています。 税収入のうち用途が特定されていない普通税と、特定されている目的税があります。 【調布市の普通税】 1 市民税（個人・法人） 2 固定資産税 3 軽自動車税 4 市たばこ税 【調布市の目的税】 1 都市計画税
地方譲与税	法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲

	<p>与されている税です。</p> <p>【調布市の地方譲与税】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車重量譲与税</li> <li>2 地方揮発油譲与税</li> <li>3 航空機燃料譲与税</li> <li>4 森林環境譲与税</li> </ol>
税連動交付金	<p>都が徴収した税の一部が交付されるものです。</p> <p>【調布市の税交付金】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利子割交付金</li> <li>2 配当割交付金</li> <li>3 株式等譲渡所得割交付金</li> <li>4 法人事業税交付金</li> <li>5 地方消費税交付金</li> <li>6 ゴルフ場利用税交付金</li> <li>7 自動車取得税交付金</li> <li>8 環境性能割交付金</li> </ol>
地方特例交付金	<p>特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成 18 年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除や、令和元年度創設の環境性能割（市税及び交付金）における臨時的軽減に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。</p>
交通安全対策特別交付金	<p>交通安全施設の設置等に充てるため、道路交通法により納付される交通反則金の一部が交付されるものです。</p>
分担金及び負担金	<p>市が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を受けるものに対し、その受益を限度として徴収するもので、保育園に入園している場合の費用の一部を負担する保育料などがあります。</p>
使用料及び手数料	<p>使用料は公共建築物などの利用の対価として徴収するもので、市営住宅家賃、各施設の使用料などがあります。手数料は市が特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもので、住民票の写しや印鑑登録証明の発行手数料、一般廃棄物処理手数料などがあります。</p>
国庫支出金	<p>国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法により国に負担する義務のある国庫負担金（生活保護費負担金など）</li> <li>② 奨励的、財政援助的な国庫補助金（学校施設環境改善交付金など）</li> <li>③ 国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金（国勢調査委託金など）</li> </ol>
都支出金	<p>都が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で都が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により都負担金、都補助金、都委託金に分類されます。</p>
財産収入	<p>財産運用収入は市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸付収入と、基金の運用による収入である利子及び配当金があります。</p> <p>財産売払収入は市が所有する土地や物品の売払いに伴う収入です。</p>
寄附金	<p>市民などから受ける金銭による寄附です。用途を特定されない一般寄附金</p>

	と用途が指定される指定寄附金があります。
繰入金	市の他会計や基金（貯金）からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金や、財政調整基金など各種基金の取崩しによる基金繰入金などがあります。
繰越金	市の決算剰余金（歳入決算から歳出決算を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したものを＝実質収支）を翌年度に繰り越して使用するものです。
諸収入	他に区分することができない収入を計上する科目で、市預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
地方債 （市債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
<b>◆歳出（支出）</b>	
<b>目的別分類</b>	予算の款・項の区分を基準とし、市の経費を行政の目的（議会・民生・土木・教育費など）によって分類するものです。
議会費	議会費は、市議会の活動、運営に要する経費のことをいいます。
総務費	総務費は、主に市役所や文化会館などの施設や職員の管理費・市税の徴収事務・住民台帳などの管理費・監査事務・選挙事務などに要する経費のことをいいます。
民生費	民生費は、主に生活保護・高齢者・障害者・保育園・児童館・学童クラブなど経費のほか、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療特別会計への繰入金などに要する経費のことをいいます。 主に社会保障関係経費が含まれていることから、少子高齢化の進行や経済状況の変動によって、著しい増加傾向にあります。 調布市の歳出予算の約5割が民生費となっています。
衛生費	衛生費は、主に市民の健康診断などの保健衛生、駅周辺の都市美化やゆう水保全などの環境対策、家庭や事業所から排出されるゴミ処理などに要する経費のことをいいます。
労働費	労働費は、雇用推進、勤労者互助会などに要する経費のことをいいます。
農業費	農業費は、農業委員会の運営、農業振興などに要する経費のことをいいます。
商工費	商工費は、市内の商工業振興及び地域資源を活用した観光振興などの事業に要する経費です。
土木費	土木費は、主に道路・自転車駐車場・市営住宅・公遊園の整備や管理などのほか、駅前広場整備などの中心市街地まちづくりなどの事業に要する経費のことをいいます。
消防費	消防費は、主に東京都に委託している消防事務費や地域防災対策などの事業に要する経費のことをいいます。
教育費	教育費は、小・中学校の学校教育、公民館・図書館などの生涯学習、スポーツ振興などの事業に要する経費のことをいいます。

公債費	公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。
予備費	予備費は、緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費のことをいいます。ただし、議会が否決した使途に充てることは禁止されています。
<b>性質別分類</b>	予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質（人件費、物件費など）によって分類するものです。
人件費	人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。
扶助費	扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。
物件費	物件費は、公共建築物の光熱水費や管理業務委託料などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・補助費等などに分類されない消費的な経費をいい、施設管理やシステム開発などの委託料や会議室・土地の賃借料などが物件費に区分されます。
維持補修費	維持補修費は、市民が利用する公共建築物の機能を維持・保全するための補修工事などの支出のことをいいます。
補助費等	補助費等は、公益上必要である場合に支出する市民団体に対する補助金や東京都への消防事務費の委託金などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・物件費などに分類されない消費的な経費をいい、講演会の講師謝礼や市税の過誤納還付金なども補助費等に区分されます。
積立金	基金（年度間調整の財源や各種特定の目的のための預金）に積み立てるための費用です。
投資及び出資金・貸付金	国の機構への出資金や、緊急援護資金などのことをいいます。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険事業特別会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
普通建設事業費（投資的経費）	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物の新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といます。
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。 〔関連語〕 臨時的経費
臨時的経費	一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費、普通建設事業費などのことをいいます。

	〔関連語〕 経常的経費
義務的経費	支出が義務付けられ、削減が極めて困難な経費で、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
<b>◆その他参考</b>	
会計年度	会計年度は、収入・支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている期間のことをいいます。地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとされています。 ※ 翌年3月31日までに確定している債権債務の所定の手続きを終了した現金の収入・支出を5月31日まで経理する期間として、出納整理期間が設けられています。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。 ※ 決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。
決算剰余金	決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。⇔繰越金

## 代表的な財政用語の解説

財政用語には、一般では使われない用語や表現のほか、財政指標などが数多くあります。代表的な財政用語について、**50音順**で用語解説を加えていますので、ご活用ください。



<b>(ア行)</b>	
依存財源	歳入のうち、国庫支出金や都支出金、地方債などのように国、都などの意思決定に基づいて収入される財源をいいます。〔関連語〕自主財源 * 依存財源…… 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方債 * 自主財源…… 地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
一時借入金	地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金で、その限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し、後年度に、長期に償還をする地方債とは異なります。〔関連語〕地方債
一般会計	一般会計は、調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を經理する特別会計等以外の全ての経費が一般会計に属し、調布市では、一般会計のほか、4つの特別会計（国民健康保険・用地・介護保険・後期高齢者医療）と企業会計（下水道）があります。〔関連語〕特別会計、企業会計、普通会計
一般財源	一般財源は、用途が特定されない収入のことをいい、どのような支出にも活用することができる収入です。市民の皆さんから納めていただく市税や国や東京都から納付される譲与税・交付金などのことをいいます。〔関連語〕特定財源
縁故債	地方債のうち、銀行や農協など、普段地方公共団体と取引関係にある金融機関から借入れる資金をいいます。〔関連語〕政府資金
<b>(カ行)</b>	
会計年度	地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいいます。普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。
企業会計	地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法に基づく病院事業や下水道事業、水道事業など独立採算を基本とする企業的経営を行う事業の会計のことをいいます。
基金	基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいいます。



基準財政収入額	地方交付税のうち、普通交付税の算定に用いる標準的な税収入を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額が算入されます。
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいいます。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費の三つをいいます。
繰上充用	会計年度の終了後、歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を不足が生じた年度に繰り上げて不足額に充てることをいいます。
繰越明許費	歳出予算のうち、予算成立後の事由によって、その年度中に支出の終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して使用することをいいます。繰越明許費は予算の内容として、議会の議決が必要です。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額を形式収支といいます。 〔関連語〕 実質収支、実質単年度収支、単年度収支 *形式収支＝歳入決算額－歳出決算額
経常一般財源	毎年恒常的に収入される財源のうち、用途が特定されない一般財源をいいます。具体的には、地方税のうちの普通税や、普通交付税などをいいます。
経常一般財源比率	標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることとなります。
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標で、経常的な経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合のことをいいます。 *経常収支比率(%)＝経常経費に充当される経常一般財源 ÷ 経常一般財源の額
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。 〔関連語〕 臨時的経費
継続費	特定の事業において、2か年以上にわたり支出すべき予算を定め、あらかじめ予算の内容として、その総額及び年割額について議決を経るもので、単年度予算の例外をなすものです。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。 ※ 決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。
決算剰余金	決算は、歳入(収入)予算を上回って収入した額や、歳出(支出)予算の不

	用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。 この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。⇨繰越金
決算統計	「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。 この調査によって算出される経常収支比率や人件費比率などの指標によって、類似団体や都内団体との比較を加え、財政構造の見直し等につなげます。
減債基金	将来の地方債の償還及びその信用維持のために設置される基金をいいます。
減収補填債	地方税の収入が、普通交付税における標準税収入額を下回った場合、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。
減税補填債	住民税減税などによって市税収入が減収となることに対して、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。
公共事業	国や地方公共団体が行う工事や用地買収などのことをいいます。代表的なものとしては、道路や公園などの土木工事や、各種公共建築物（公営住宅や社会福祉施設）の整備などをいいます。
公債費	公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。
公債費負担比率	公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政の硬直性の高いことを示しています。一般的に、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされます。
骨格予算	予算は1年間の全ての歳入歳出を計上することが原則ですが、首長の選挙が予定され政策的な予算は選挙後に計上することとして、人件費などの義務的な経費等最小限度の予算を計上することを、骨格予算といいます。
<b>(サ行)</b>	
歳出	会計年度におけるいっさいの支出をいいます。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害などの財源として活用します。
財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値の過去3か年の平均値をいい、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数は1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
歳入	会計年度におけるいっさいの収入をいいます。
債務負担行為	予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。 複数年にわたる大規模な施設整備やPFI事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。
債務保証	総務大臣が指定する法人が、金融機関等から資金を借り入れる場合に、地方公共団体がその債務の弁済を保証することをいいます。これは、債務負担行

	為の一種として予算で定める必要があります。
暫定予算	予算は、会計年度開始前に成立する必要がありますが、何らかの理由で成立しない場合に、一定期間分の必要最小限の予算について定める予算のことをいいます。
事故繰越し	歳出予算のうち、年度内に支出負担行為をしたもので、避けがたい事故のために年度内に支出を終わらないものについて、翌年度に支出することをいいます。
市債 (地方債)	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金(市の借金)のことをいいます。 世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源を自主財源といい、地方税、使用料、財産収入などがあります。〔関連語〕依存財源 *自主財源…… 地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入 *依存財源…… 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方債
市場公募地方債	地方公共団体が、起債市場において公募し、発行する地方債をいい、単に市場公募債ともいいます。
実質収支	決算において、歳入歳出差引額(形式収支)から、繰越事業に伴って繰り越すべき財源を控除した決算額をいいます。 *実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。平成20年度決算から本格施行となっている地方財政健全化法に基づく健全化判断比率等のうち実質赤字比率の算定が赤字要素であるのに対し、実質収支比率は黒字要素での把握となります。 *実質収支比率(%)＝実質収支額÷標準財政規模(臨時財政対策債の発行可能額含む)
実質単年度収支	単年度収支には、基金への積立金や取崩しによる繰入金などの要素が含まれているため、これらの黒字や赤字に関わる特別な要素を取り除いた単年度収支を、実質単年度収支といいます。 *実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額
人件費	人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。
出納整理期間	会計年度末までに、確定した債権債務について、未収未払いの整理を行うための期間で、会計年度終了の翌日(4月1日)から、5月31日までの2か月間をいいます。

性質別分類	地方公共団体の経費を、経済的性質で分類したものを性質別分類といいます。 人件費、物件費、維持補修費、補助費等、普通建設事業費などに分けられ、それらの分類はさらに「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」の3つに分類されます。 〔関連語〕 目的別分類
政府資金	地方債のうち、政府機関から借り入れる資金のことをいいます。代表的な資金としては、財政融資資金があります。
総計予算主義	地方公共団体の予算の原則のひとつで、歳入歳出は混交または相殺することなく、収入のすべてを歳入予算に、支払のすべてを歳出予算に計上することをいいます。
その他の経費	性質別分類のなかで、「義務的経費（人件費、扶助費、公債費）」「投資的経費（普通建設事業費）」以外の経費のことをいいます。 施設管理費などの物件費、施設の維持保全などの維持補修費、各種団体への補助金をはじめとする補助費等、特別会計への繰出しなどの繰出金のことをいいます。
<b>(夕行)</b>	
単独事業	地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けないものをいいます。 〔関連語〕 補助事業
単年度収支	実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。これは、実質収支中には前年度以前からの収支残が累積されているため、これを控除し、当該年度だけの収支を算出します。 *単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支
地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。
地方債 (市債)	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件に借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
地方債計画	毎年度、総務省が策定する地方債の年度計画で、事業別あるいは資金別の予定額を示した全体計画をいいます。
地方債現在高	地方公共団体が地方債を借入れした後、元金と利子を返済していきます。地方債の各年度末おける未償還（未返済）元金を地方債現在高といいます。
地方財政	地方財政は、単一の国家財政とは異なり、都道府県、市町村など地方公共団体の財政を総称したもので、団体の規模、行政範囲・予算等は各団体によって大幅に異なります。
地方財政計画	内閣は、毎年度、翌年度の地方公共団体の歳入歳出の見込額に関する書類を作成し、国会に提出します。これを地方財政計画といい、国はその中で地方交付税により地方財源の保障を行っています。
地方譲与税	国税として徴収した税を地方公共団体に譲与するもので、「自動車重量譲与税」、「地方揮発油譲与税」、「航空機燃料譲与税」などがあります。
地方税	租税のうち、国が課税権の主体となるものが国税で、地方公共団体が課税権

	の主体であるものを地方税とといいます。また、地方税のうち、市町村が課税するものを市町村税といい、主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。
地方特例交付金	特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成 18 年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除や、令和元年度創設の環境性能割（市税及び交付金）における臨時的軽減に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。
超過負担	経費の負担について、国と地方の間でルールが定められているものについて、その負担割合以上に地方が負担している場合をいいます。その原因としては、国において十分な措置がされていない場合と、地方が国の基準以上に経費をかけている場合があります。
積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは、基金として管理されます。
通次繰越	継続費の毎年度の年割り額の執行残額を翌年度へ繰り越すことをいいます。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
当初予算	年度開始前の 3 月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。 一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。〔関連語〕 補正予算、暫定予算、骨格予算
道路関連財源	道路関連の財源で、市町村（政令市）にあっては、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、自動車取得税交付金などがあります。
特定財源	財源のうち、用途が特定されているものをいい、主なものとしては、国庫支出金、都支出金、地方債などがあります。〔関連語〕 一般財源
特別会計	特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。
特別交付税	地方交付税の総額のうち、94%は普通交付税として財政力に應じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの 6%は特別交付税として、災害などの特別な事情に対して配分されています。 ※ 地方交付税とは、国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額を財源として、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の 2 種類に区分され、総額の 94%が普通交付税・6%が特別交付税の割合となっています。 調布市では昭和 58 年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。 〔関連語〕 普通交付税
<b>(ナ行)</b>	
肉付予算	骨格予算に対して、政策的な経費や新規事業を補正予算にて加えることをい

	<p>います。</p> <p>※ 骨格予算：選挙等の事由によって、人件費等義務的な経費などの最小限の経費を計上した予算</p>
(八行)	
バランスシート	<p>貸借対照表の呼称で、一定の時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、資本を一覧表にした報告書をいいます。</p>
標準税収入額	<p>地方公共団体の標準的な税収入額を示すもので、次の算式によって算定されます（市町村の場合）。</p> <p>＊標準税収入額＝基準財政収入額－（所得割における税源移譲相当額の25%＋地方消費税交付金税率引上分の25%＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金）×100÷75</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源における標準規模を示すもので、次の算式によって算定されます（市町村の場合）。</p> <p>＊標準財政規模＝標準税収入額＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額</p>
扶助費	<p>扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。</p>
普通会計	<p>各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。</p> <p>【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計</p>
普通建設事業費	<p>道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といいます。</p>
普通交付税	<p>地方交付税の総額のうち、94%は普通交付税として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの6%は特別交付税として、災害などの特別な事情に対して配分されています。</p> <p>※ 地方交付税とは、国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額を財源として、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の2種類に区分され、総額の94%が普通交付税・6%が特別交付税の割合となっています。</p> <p>調布市では昭和58年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。</p> <p>〔関連語〕 特別交付税</p>
普通税	<p>税のうち一般的な財政需要を賄うための税目で、特定の目的のために課税される目的税と区分されます。市町村税のうち普通税の主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税など</p>

	で、目的税の主なものとしては、事業所税，都市計画税などがあり，これらは，使途が定められています。
補助金	補助金には，国や都が予算などの定めにより特定の目的実現のために，市町村へ現金を給付する場合と，市町村が公益上の必要により，財政的支援として市民等へ現金を給付する場合があります。
補助事業	地方公共団体が行う事業のうち，国の補助を受けて行うものをいいます。 〔関連語〕単独事業
補正予算	当初予算策定後の事情によって，予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため，年4回，定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか，緊急の場合の臨時議会に提出され，議決を経て定められます。
<b>(マ行)</b>	
目的税	税のうち，特定の目的のために賦課するもので，市町村税では，事業所税，都市計画税などがあります。
目的別分類	地方公共団体の経費を，行政目的によって分類することで議会費，総務費，民生費，土木費などに分類しています。
<b>(ヤ行)</b>	
予算	一会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。地方公共団体の予算は歳入歳出予算，継続費，繰越明許費，債務負担行為，地方債，一時借入金などを定め，議会の議決により承認を得ます。 逆に，決算は一定期間における収入と支出の執行実績のことをいいます。 <b>当初予算</b> 前年度開始3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。 一会計年度を通じて定められ，一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。〔関連語〕補正予算，暫定予算，骨格予算 <b>補正予算</b> 当初予算策定後の事情によって，予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため，年4回，定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか，緊急の場合の臨時議会に提出され，議決を経て定められます。
予算繰越	予算繰越とは，予算の会計年度独立の例外として，経費を翌年度以降において執行することをいいます。種類としては，継続費の繰越繰越，繰越明許費，事故繰越の3つがあります。
<b>(ラ行)</b>	
ラスパイレス指数	地方公務員と国家公務員の平均給料月額を，国家公務員の職員構成を基準として，一般行政職における学歴別・経験年数別に比較し，国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示した指数のことをいいます。
臨時財政対策債	地方公共団体の財源不足に対する財政対策としての借入金（地方債）のことをいいます。 地方交付税制度においては，従来，国が全額負担していた地方交付税のうち

	<p>地方負担相当額を地方が地方債によって賄う場合に発行する特例的な地方債をいいます。</p> <p>(平成 13 年度から制度創設)</p>
臨時的経費	<p>一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費、建設事業費などのことをいいます。</p> <p>〔関連語〕 経常的経費</p>



## 地方財政健全化法

「地方財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）」は、平成 19 年 3 月の閣議決定後、同年 6 月に制定しました。

この地方財政健全化法では、「地方公共団体は、毎年度、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標（健全化判断比率）を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民に公表しなければならない。」と規定しています。この背景として、北海道夕張市における財政破綻など、地方財政の悪化を早期改善（健全化）につなげることを目的としています。これにより、「財政状況の悪化が一定の基準を超過した場合には健全化又は再生計画を定めなければならない。」との義務付けがなされました。

この公表の対象となる4指標（健全化判断比率）とは、普通会計の収支に関する「実質赤字比率」・公営事業会計も合わせた「連結実質赤字比率」・公営企業債なども含め一般財源規模に対する公債費の割合を示す「実質公債費比率」・公社、第3セクターなども加えた実質的負債に関する「将来負担比率」のことをいいます。これら4指標については、毎年度の決算審査において、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民への公表が義務付けられています。

総務省では、平成 20 年度（2008）年度に全ての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、そのうちいずれかの指標が基準を超えて悪化した場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。これに加え、公認会計士などによる外部監査が義務付けられることとなります。さらに財政状況の悪化が進行した場合には、第2段階として、財政再生団体へ移行し、国の管理下での再生計画を策定することとなります。

今回の「健全化判断比率」は、フロー指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率）だけでなく、ストック指標（将来負担比率）についても取り入れており、これまでの普通会計（主には一般会計）での財政指標に連結ベースでの財務状況を加えている点が特徴点と言えます。

★調布市では、この地方財政健全化法の施行を踏まえ、経常収支比率等の従来の財政指標に加え、これまで以上に連結ベースでの財政構造の改善に取り組んでいきます。また、世代間負担の公平化と将来負担の在り方を検討しながら、債務残高の縮減とともに透明性の向上にも努めていきます。

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律関連

(力行)	
健全化判断比率等	<p>健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、毎年度の決算後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業にかかる資金不足比率とともに、各指標の算定において基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会報告することが義務付けられました。</p> <p>なお、健全化判断比率は、議会への報告後、公表しなければならないとされています。 ※ 各資料の説明については別掲</p>
(サ行)	
財政再生基準	<p>従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、早期健全化の枠組（早期健全化基準）を設け、なお改善しない場合に再生の枠組（財政再生基準）に移行するという2段階の新たな手続きを構築するための基準です。</p> <p>各指標の財政再生基準は、実質赤字比率 20%・連結実質赤字比率 30%・実質公債費比率 35%の各健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることが義務化されました。</p>
資金不足比率	<p>公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して得た指標です。地方公共団体の全会計を通じた連結実質赤字比率の算定において、個別の会計ごとに公営企業会計の資金不足額を求め、算入するとともに、個別資金の不足比率を算定することとなります。</p> <p>調布市では下水道事業特別会計が該当し、黒字決算の場合は、マイナスとなり、表示は「-」となります。</p>
実質赤字比率	<p>地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では一般会計・用地特別会計（一般会計等といいます。）の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p> <p>※黒字決算の場合は実質収支比率のマイナス表示となります。</p>
実質公債費比率	<p>実質公債費比率は、普通会計以外の公営企業会計や一部事務組合なども含めた義務的な公債費等が何にでも活用可能な財源（一般財源）に占める割合のことをいいます。公債費比率が普通会計単独であるのに対し、連結ベースでの公債費比率を算定することで、企業会計における連結決算の考え方の財政指標となります。⇔公債費比率</p> <p>※ この比率は3か年平均値で算出し、18%以上の場合は地方債の許可・25%以上は地方債制限団体となります。</p> <p>※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（4指標）となりました。また、都市計画税収を特定財源として扱うことになっています。《再掲》</p>

将来負担比率	<p>地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。</p> <p>一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額等の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。</p> <p>実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率がフロー指標で、当該年度における現金の流れを示したものであることに対し、将来負担比率は地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しを把握するために新たに導入されたストック指標となります。</p>
早期健全化基準	<p>従来の方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、より早期に是正を図るための基準となるものです。</p> <p>各指標の早期健全化基準は、実質赤字比率 11.25%～15%・連結実質赤字比率 16.25%～20%・実質公債費比率 25%・将来負担比率 350%を基準とし、各健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めることが義務化されました。</p>
<b>(夕行)</b>	
退職手当負担見込額	<p>新たに導入された将来負担比率の算出において、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額に加え、職員の退職給与引当金相当額についても負債の一部として将来負担額にカウントすることとなりました。</p> <p>連結ベースでの将来負担額を負債と資産のストック状況に義務的な将来負担額である退職手当負担見込額として算出し、負債額に加算します。</p>
<b>(う行)</b>	
連結赤字比率	<p>地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では実質赤字比率の対象となる一般会計等、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療・下水道事業の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p>

登録番号  
(刊行物番号)

2020-98

---

令和元年度調布市決算概要（財政の現状と今後の課題等に関する白書）

---

発行日 令和2年8月  
発行 調布市  
編集 行政経営部財政課  
〒182-8511 調布市小島町2-35-1  
Tel042-481-7304  
e-mail zaisei@city.chofu.lg.jp  
印刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。